

下古屋自治区公民館管理規程

第1条 主旨

この規則は、下古屋自治区（以下「自治区」という。）住民の福祉及び地域の発展を目的に建設された下古屋自治区公民館（以下「公民館」という。）を適正に使用するために規定するものである。

第2条 公民館を使用できる団体等

- (1) 自治区、自治区所属団体、自治区所属クラブ等
- (2) 公共団体、公共的団体等
- (3) 自治区住民の福祉を目的に講座を開催する団体等
- (4) その他下古屋自治区長（以下「区長」という。）が認めた団体等

第3条 使用の予約

- (1) 毎月1日に翌月1か月分を予約できるものとする。（原則）
- (2) 自治区事業等は年度当初に1年間分を予約できるものとする。
- (3) その他区長が認めたときは、随時予約することができるものとする。

第4条 使用区分

- (1) 午前（午前9時～午後1時）、午後（午後1時～午後5時）夜間（午後5時～午後9時）の3区分とする。
- (2) 区長が認めたときは、この区分を超えて使用することができるものとする。

第5条 使用料

- (1) ホール全面 各使用区分とも1,200円(延長使用料1時間当たり300円)
- (2) ホール半面 各使用区分とも 600円(延長使用料1時間当たり150円)
- (3) 中会議室 各使用区分とも 600円(延長使用料1時間当たり150円)
- (4) 小会議室 各使用区分とも 400円(延長使用料1時間当たり100円)
- (5) 各使用区分を超えて使用したときは、延長使用料を加算する。
- (6) 自治区以外の団体等が使用する場合は使用料は1.5倍とする。
- (7) 収益を目的とした事業で使用する場合は使用料は2倍とする。
- (8) 第2条の(1)、(2)及び下古屋自治区民は使用料を免除することができる。
- (9) その他区長が認めたときは、使用料を減免することができるものとする。

第6条 使用料の支払い

- (1) 公民館を使用した後に支払うものとする。(原則)
- (2) 使用者の希望により、使用後に1か月分をまとめて支払うことができる。

第7条 ホールのエアコン使用料

- (1) 半面1時間100円とし、使用の都度コインタイマー式で支払う。
- (2) 自治区、公共団体、公共的団体は使用料を免除することができる。
- (3) その他区長が認めた事業及び団体等は減免できるものとする。

第8条 鍵の受け渡し

- (1) 申し込み時に自治区と打ち合わせを行う。

第9条 使用後の清掃、確認

- (1) 使用者は、使用後に清掃を行うものとする。
- (2) 使用後は、エアコンの切り忘れ、窓の施錠を必ず確認する。

第10条 この規定に定めのない事項

- (1) 軽微な事項は自治区三役で協議し、決定する。
- (2) 重要な事項については役員会で協議し、決定する。

付 則

この規則は、令和8年3月2日から適用する。